



富谷市立富谷中学校

学校いじめ防止基本方針

～いじめのない楽しく明るい学校へ～

〒981-3327

宮城県富谷市穀田土間沢一番9番地

TEL 022-358-2042 FAX 022-358-3385

令和4年4月

目 次

はじめに	1
I はじめに	1
II 1 基本的な考え方	1
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(2) いじめの定義	2
(3) いじめの防止などに関する基本的な考え方	3
2 いじめの防止のための対策の内容	7
(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	7
(2) いじめの防止等に関する取組	10
(3) 重大事態への対処	13
III いじめの防止等の対策のための組織	16
1 「いじめ問題対策委員会」の設置	16
2 「いじめ問題対策委員会」の役割	16
3 「いじめ問題対策委員会」の構成	17
4 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割	18
V 重大事態発生に係る調査を行うための組織	20
1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）	20
(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認められるとき	20
(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、 早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき	20
(3) その他	20
2 「いじめ問題調査委員会」の役割	20
3 「いじめ問題調査委員会」の構成	21
(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合	21
(2) 富谷市教育委員会が調査主体となる場合	21
VI 重大事態発生に係る調査	21
1 事実関係を明確にするための調査の実施	21
2 調査の方法	22
(1) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合	22
(2) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合	22
(3) 調査を行う際のその他の留意事項	22
3 調査結果の提供及び報告	22
(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	22
(2) 調査結果の市長への報告	23
(3) いじめた生徒及び保護者への説明	23
(4) 他の保護者への対応	23
4 その他の留意事項	23
(1) 地域住民等への対応	23
(2) マスコミへの対応	23
(3) その他	23
5 事実関係を明確にするための調査フロー	24
VII いじめ発見のためのアンケート	27
VIII 富谷中学校教育相談体制	27
<資料1> いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）	29
<資料2> 教師用・学校用チェックシート	30
<資料3> 富谷中学校いじめ対策年間計画	32
<資料4> 学校評価の進め方	35
<資料5> 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」	36
<資料6> 学校生活アンケート	38

富谷市立富谷中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

富谷市立富谷中学校（以下「本校」という）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきた。

「いじめ防止対策基本法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）の施行を受けて、法第13条の規定に基づき、「宮城県いじめ防止基本方針」「富谷市いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」「市基本方針」という。）を踏まえて、「富谷市立富谷中学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

II 基本的な考え方

（1） いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止などの対策に、教職員が一丸となって取り組んでいく。

- <いじめの防止などに関する基本理念>（法第3条より）
- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
 - いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
 - いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(県基本方針より)

- いじめは、校種を問わず、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

<いじめの定義> (法第2条より)

- この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの態様

(県基本方針より)

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

「一定の人的関係」「物理的な影響」

(市基本方針より)

「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の児童生徒や，塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) いじめの防止などに関する基本的な考え方

本校においては，県基本方針，市基本方針に基づきながら，特に次のようなことに留意して，いじめの防止などのために，学校教職員が一丸となって，家庭や地域，関係機関等との連携のもと取り組むものとする。

① いじめの防止

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のためには，全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり，全ての児童生徒を，いじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない

土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④ 家庭との連携について

家庭においては、保護者は、その保護する児童生徒の生活の様子に変化や不安を具体的に理解することが期待される。また、学校では、家庭との緊密な連

携の下に、必要な関係機関等にも相談しながら、一体となって問題の解消に努めることが必要である。併せて、普段から保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について、情報交換や協議することや、いじめに対する家庭の気づきと教職員の気づきを互いに共有できるよう、連絡を密にしていくことが重要である。

⑤ 地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

○富谷市が実施する施策

(市基本方針より)

(1) 富谷市いじめ防止基本方針の策定

市及び市教育委員会は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、県のいじめ防止基本方針を参考に、富谷市いじめ防止基本方針を策定する。

市基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて市基本方針及び施策の見直しを図っていく。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、「富谷市いじめ問題対策連絡協議会（以下「市連絡協議会」という。）」を設置することとし、その構成員は、学校、市教育委員会、児童相談所、大和警察署、この他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

(3) 市教育委員会の附属機関の設置

市教育委員会は、市基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。

附属機関の主な機能については、以下のとおりである。

- ・市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
- ・学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ・学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。
- ・重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、この附属機関において調査を行う。

(4) その他の主な施策

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置，その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・相談窓口を周知徹底する。
- ・「24時間子供SOSダイヤル」や宮城県総合教育センター（以下「センター」という。）における教育相談等，多様な相談窓口を確保し，県及び市町村が設置した窓口を児童生徒・保護者及び市内の関係各者に周知徹底する。
- ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，センター等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合，児童生徒から活用されるよう，自らの取組を積極的に周知する（スクールカウンセラーの相談日の案内，センター職員による学校訪問，教育相談職員による学校訪問，教育相談センターの見学会の実施等）。特に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーは，学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は，自らその一員であることを児童生徒，保護者等に積極的に伝える取組を行う。
- ・周知の際には，相談の結果，いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど，児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関，学校，家庭，地域社会及び民間団体の間の連携の強化，民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- 保護者が，法に規定された保護者の責務等を踏まえて，子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう，保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など，家庭への支援を行う。
- いじめの未然防止に向けて，幼児期の教育においても，発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう，取組を促す。また，就学前のガイダンス等の機会を捉え，幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう，教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上，生徒生活指導に係る体制等の充実のための教諭，養護教諭その他の教職員の配置，心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保，いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる。
- 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するためにSNS等を対象とした県警ネットパトロールの実施体制との連携や活用を図る。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等，いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方，インターネットを通じて行われるいじめへの対応

の在り方,その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況について,国や県の調査研究結果を活用したいじめ防止等の対策を講ずる。また,情報モラルを身に付けさせる為の教育の充実に取り組む。

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響,いじめを防止することの重要性,いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を実施する。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても,学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため,学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 市立学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
 - ・いじめの実態把握の取組状況等,設置する学校における定期的なアンケート調査,個人面談の取組状況等を点検するとともに,学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 学校と地域,家庭が組織的に連携・協働する体制構築するため,P T Aや地域の関係団体との連携促進を図る。

⑥ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては,例えば,学校や市教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず,その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには,関係機関(警察,児童相談所,医療機関,法務局等)との適切な連携が必要であり,警察や児童相談所等との適切な連携を図るため,日頃から,学校や市教育委員会と関係機関の担当者を窓口とした情報交換や連絡会議の開催など,情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 いじめの防止のための対策の内容

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

富谷中学校いじめ防止対策委員会(いじめの防止等の対策のための組織)

本校においては,法第22条に基づき,いじめの防止等に関する取組を実質的に行うために,「富谷中学校いじめ防止等対策委員会」(以下「本校対策委員会」という。)を設置する。当該組織の構成員としては,管理職や主幹教諭,生徒指導主事,学年主任,養護教諭,学級担任,教科担任や部活動指導に関わる教職員,学校医等から,組織的対応の中核として機能するような体制を,学校の実情に応じて決定し,これに加え,個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど,柔軟

な組織とする。

必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家を加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とすることが有効である。このように対応することで、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目による状況の見立てが可能になり、より実効的ないじめの防止等の対策となることが期待される。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

当該組織は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

当該組織は、学校が組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的役割は、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- | |
|--|
| いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなどして、情報 |
|--|

の迅速な共有，及び関係児童生徒に対するアンケート調査，聴き取り調査等により，事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき，いじめの防止等に係る校内研修を企画し，計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い，学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには，学校いじめ対策組織は，児童生徒及び保護者に対して，自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば，全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また，いじめの早期発見のためには学校いじめ対策組織は，いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し，事態を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

市教育委員会においては，以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し，必要な指導・助言を行う。

さらに，児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に，児童生徒が学校いじめ対策組織の存在，その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し，取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策組織は，いじめの防止の中核となる組織として，的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき，共有された情報を基に，組織的に対応出来るような体制とすることが必要である。特に，事実関係の把握，いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり，当該組織が，情報の収集と記録，共有を行う役割を担うためには，教職員はささいな兆候や懸念，児童生徒からの訴えを，抱え込まずに，又は対応不要であると個人で判断せずに，直ちに当該組織に報告・相談する。加えて，当該組織に集められた情報は，個別の児童生徒ごとに記録し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップを取って情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

（２） いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- いじめについて生徒自らが考えることきっかけとして、富谷市では生徒会サミットにおいて、「いじめゼロ宣言」を作成し、いじめのない街づくりを目指して３つのテーマについて話し合った。本校で‘SMILE LIFE’というキャッチフレーズのもと、互いのよさを認め合うよう呼びかけている。
- 校内いじめ防止標語コンクールを生活委員会が企画し、全職員が標語を審査することで、いじめについて考える場面を設定している。
- 「あいさつ日本一」を目指した学校づくりを通して、互いの良さを認め、自己存在感を味わわせることで、生徒の居場所づくりに努めている。
- いじめ問題に関する啓発と対応に向けて連携を図るために、いじめの防止等に関する学校の取組状況について、生徒指導部だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
- 生徒がいじめに向かわない心や態度の育成のために、互いの良さを認め合うことを目標として、主に「道徳」や「総合的な学習の時間」などを活用して学校全体で取り組む。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、

児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、併せて保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握するよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を整備し、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものである事を教職員は理解しなければならない。これらを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめに対する措置

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事案があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、

必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、**少なくとも3ヶ月**を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒児童及び加害児童生徒については、保護者との連携を図り日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、法第23条のいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告することが必要である。

④情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、パスワード付きのサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や携帯電話等のメールを利用して行われることが多く、大人の目に触れにくく発見しにくい。児童生徒が、今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することがで

きる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要があり、保護者においてもこれらの問題について理解を求めておく必要がある。

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとることとするが、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談、通報する。ただし、学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と相談しながら外部の専門機関に援助を求めるなどの対応を考えることも必要である。

⑤地域と家庭との連携

○「富富連携事業」をすすめ、富谷小学校 富谷中学校そして両校のPTAが連携してSNSによるトラブルを防止するためにルールづくりを行い、「ネットいじめ」などのいじめについての理解・啓発に関する取組をPTA総会で発表する。

○学校基本方針を学校ホームページに掲載し、保護者や地域の方々へ周知する。

⑥校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

(3) 重大事態への対処

①重大事態の意味

いじめの重大事態については法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合などが考えられる。

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の発生と調査

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合が考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。従って市教育委員会の指示により、学校が主体となって調査を行う場合は校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

<重大事態の調査主体と調査組織> 市基本方針より

[対象事案]

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[調査組織]

市教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

市教育委員会が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項の市教育委員会に設置される附属機関により調査を行う。

なお、職能団体や大学、学会等の協力を得られよう県教委との連携を図り、体制を平素から整えておく。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

③ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、必要以上に個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(4) その他の重要事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎな

い場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、事案の重大性を踏まえ、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、転入学等の弾力的な対応を検討する。

※ 本基本方針は学校ホームページで公表する。本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて見直しを行い、その結果を報告する。

Ⅲ いじめの防止等の対策のための組織

1 「いじめ問題等対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題等対策委員会」を設置する。

2 「いじめ問題等対策委員会」の役割

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ問題等対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ問題等対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

＜学校の教職員＞

・校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，教育相談担当教員，その他の関係職員（学級担任，部活動担当教員等）

＜心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者＞

※必要に応じスクールカウンセラー・弁護士，学校医，警察官経験者，学校評議員等

＜保護者や地域住民等＞

※必要に応じて

- ・保護者の代表（P T A役員等）
- ・生徒の代表（生徒会役員等）
- ・地域住民

4 「いじめ問題等対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

〈学級担任〉

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないよう、指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈生徒指導主事〉

- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

〈管理職〉

- ・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- ・生徒会によるいじめ根絶集会など、生徒が主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

〈学級担任〉

- ・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

〈養護教諭〉

- ・保健室利用の児童生徒の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

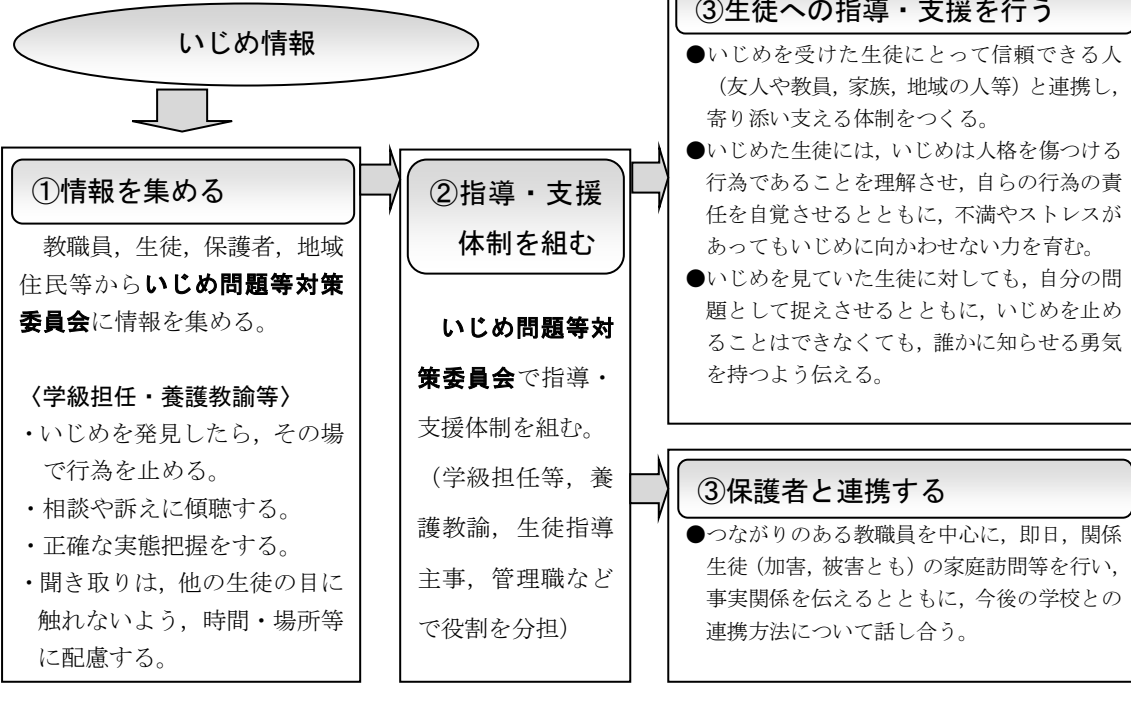
〈生徒指導主事〉

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

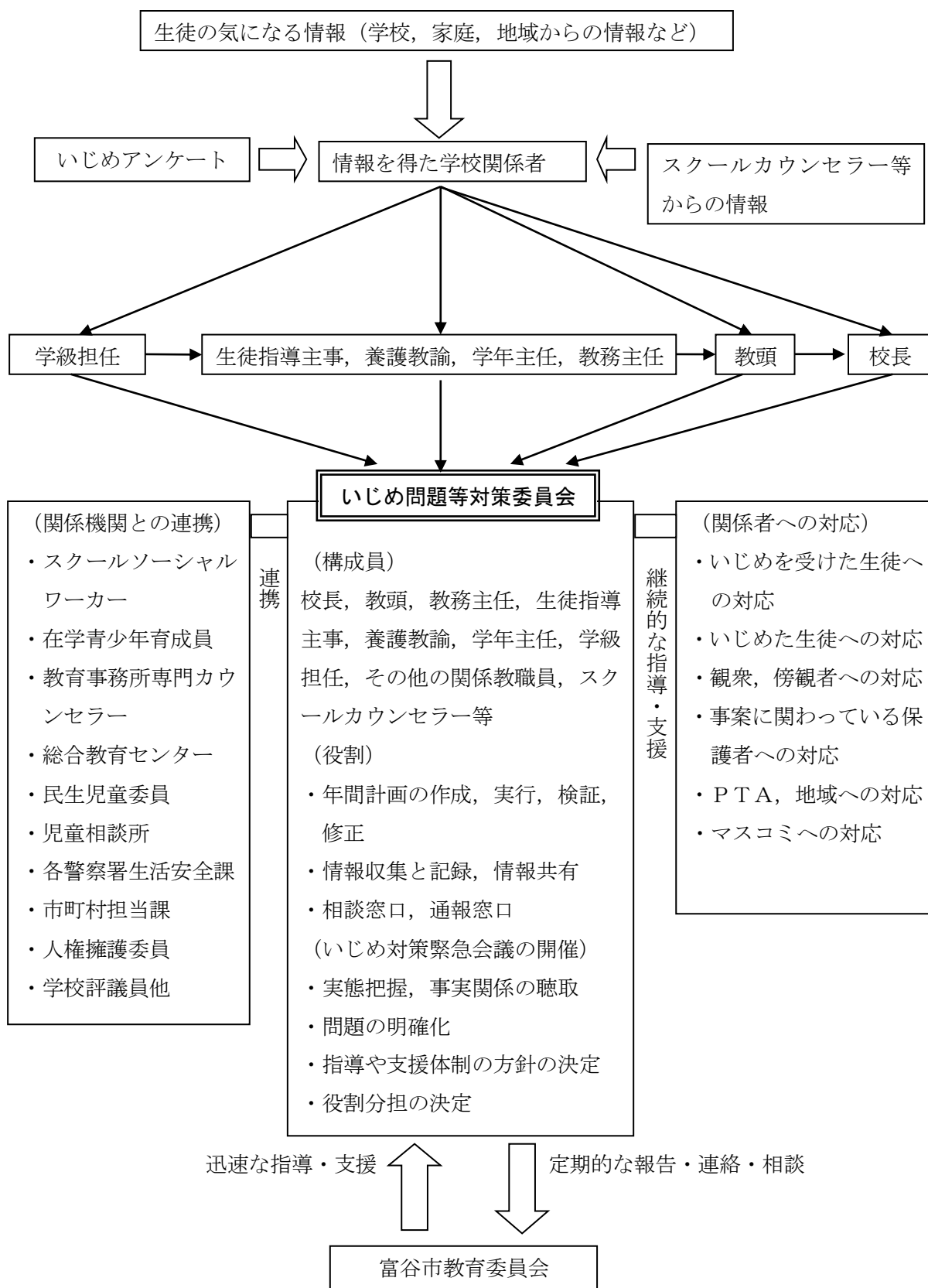
〈管理職〉

- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

3 いじめに対する措置



【いじめ問題等対策委員会】



IV 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

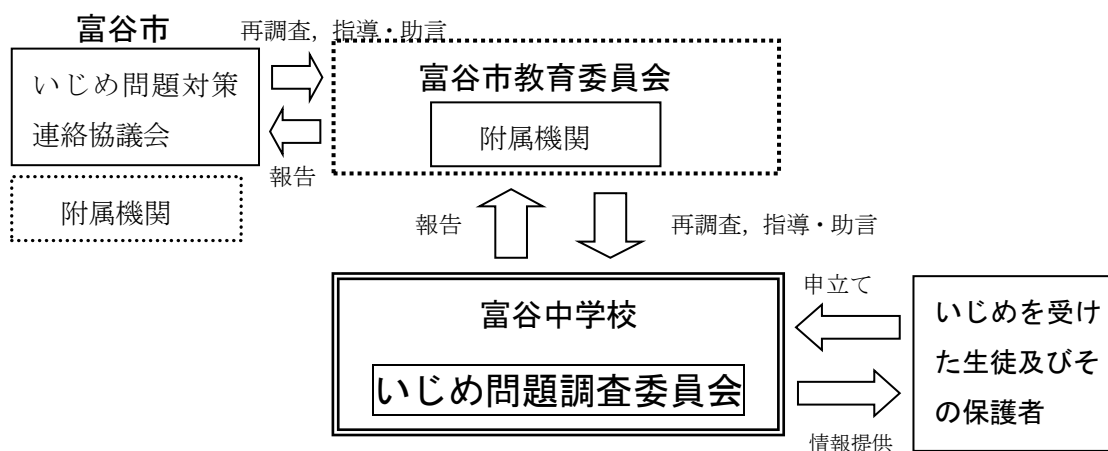
(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

富谷市教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ問題等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

富谷中学校いじめ問題等対策委員会のメンバーの他、富谷市教育委員会の指導のもとに弁護士、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門家を加える。

【いじめ問題調査委員会】



(2) 富谷市教育委員会が調査主体となる場合

- ① 構成員 富谷市教育委員会が定めたもの
- ② 組織図 富谷市教育委員会が定めたもの

V 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

○ 「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○ 学校は、富谷市教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は富谷市教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

(1) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、富谷市教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(2) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3) 調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭にお

き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の市長への報告

調査結果については、富谷市教育委員会を通じて富谷市長へ報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて富谷市教育委員会を通じて富谷市長送付する。

(3) いじめた生徒及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

P T A本部役員との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民等への対応

- ・ 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。

電話対応者を教頭とし、電話の内容を教務主任がメモをとる。

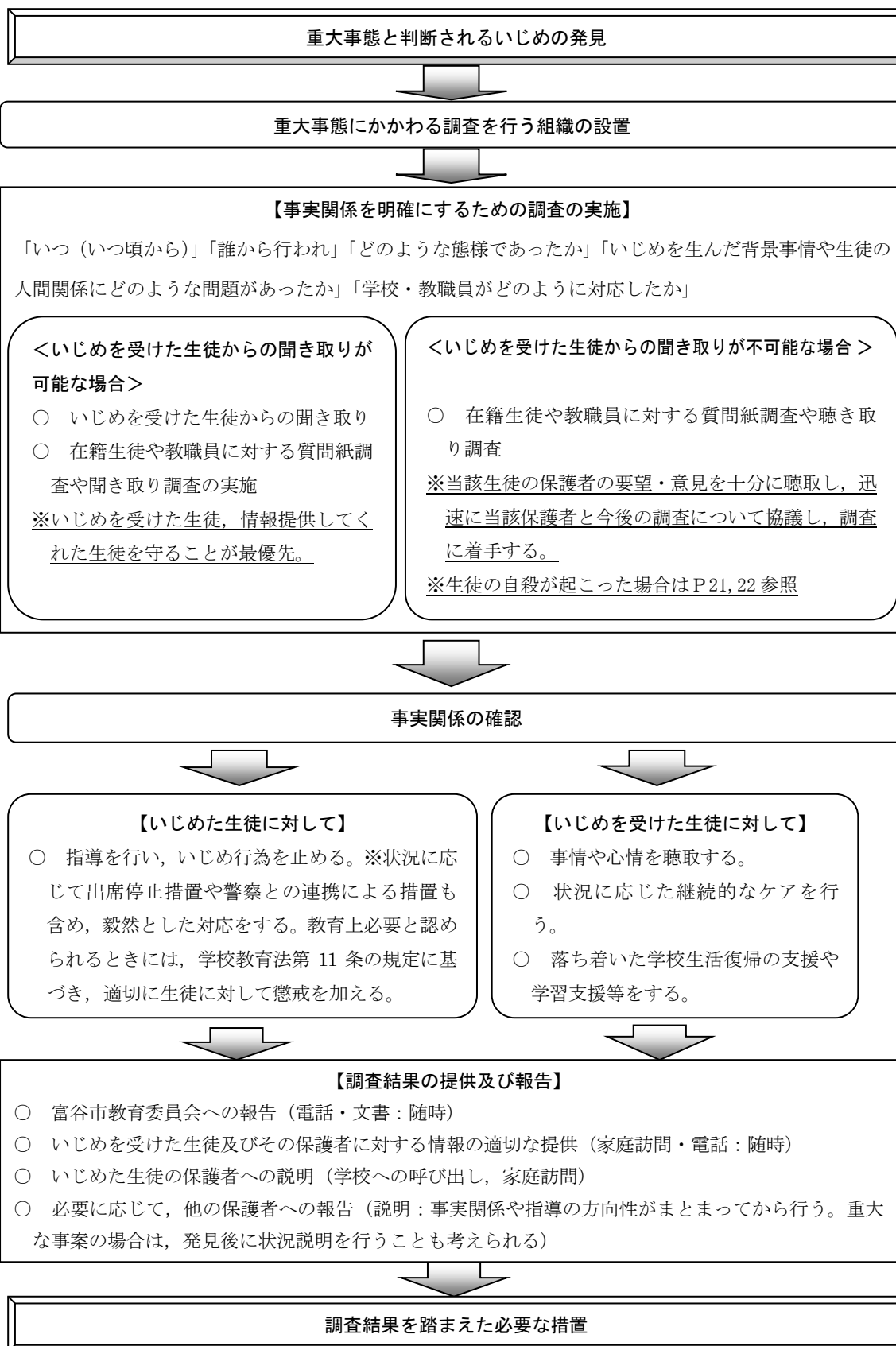
(2) マスコミへの対応

- ・ マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、富谷市教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

(3) その他

- ・ 生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーの緊急派遣を、富谷市教育委員会をとおして要請する。
- ・ 調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

5 事実関係を明確にするための調査のフロー



＜参考＞生徒の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」における留意事項について

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

① 遺族に対して

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

② 調査内容・方法について

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

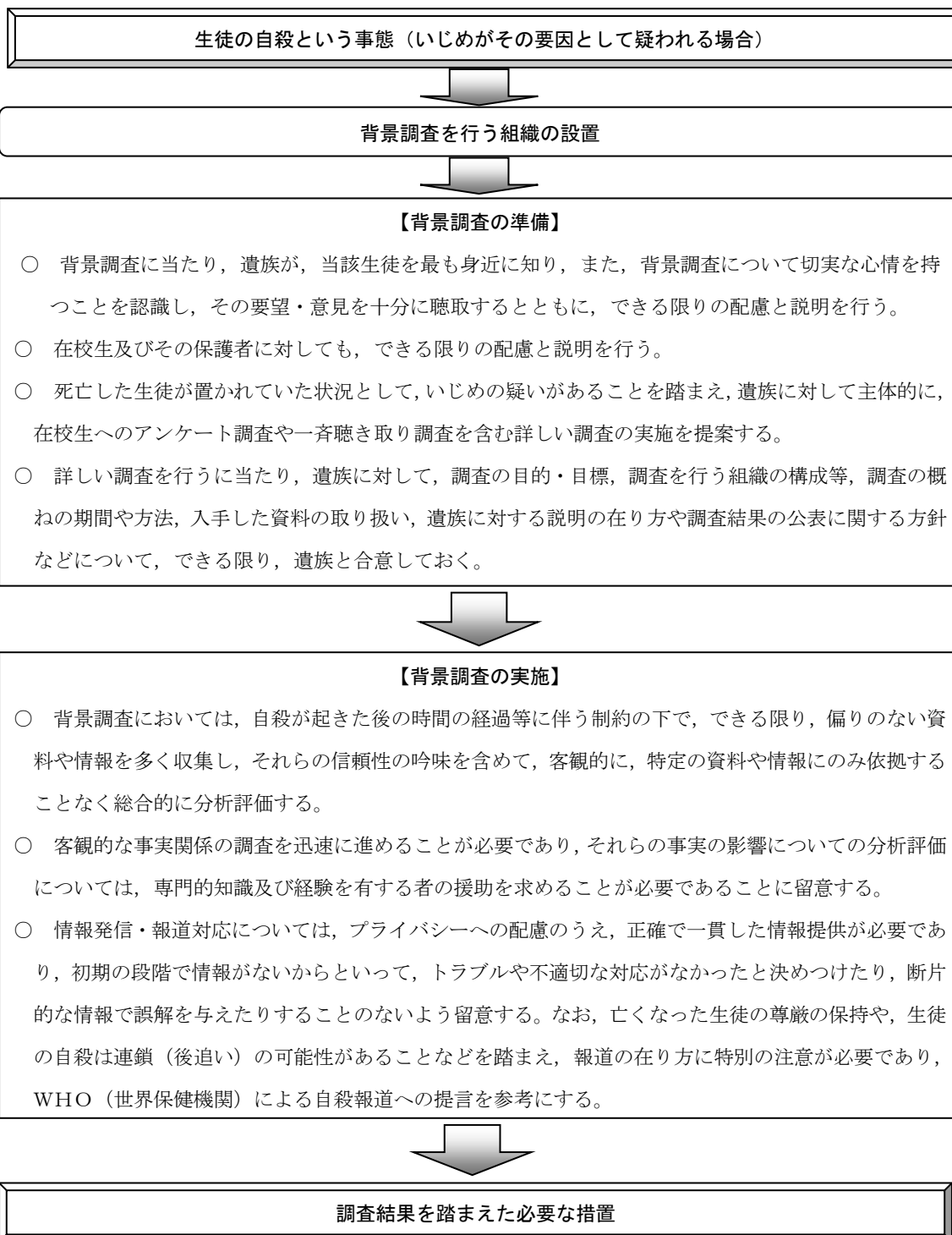
③ 調査組織について

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 情報発信・報道対応について

- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

<自殺の背景調査のフロー>



Ⅵ 富谷中学校いじめ発見のためのアンケート

生徒の抱える問題を早期に把握し，早期に対応できるよう，月1回月末に簡易アンケート等を実施する。

1 対象

中学校1～3学年

2 実施について

(1) 実施方法

簡易アンケートは，記名式・無記名式を隔月で行うこととし，月1回月末または長期休み明けに実施し，学級経営等の参考にする。

(2) 簡易アンケートの様式・・・【資料6】

(3) 活用

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「こたえられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は，追調査として，見取り，面接，再調査などを実施する。

Ⅶ 富谷中学校教育相談体制

1 校内における教育相談体制

(1) 教育相談に当たって

- ① 一人一人の児童生徒の自己実現を目指し，本人又はその保護者などに，その望ましい在り方を助言する。
- ② 教育相談に当たっては，1対1の相談活動に限定することなく，すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ，教育活動の実践の中に生かしていく。

(2) 教育相談担当教員「教育相談コーディネーター」の配置

- ① 校内体制の連絡・調整に当たる教育相談コーディネーターを置く。
- ② 主な役割
 - ・生徒や保護者に対する教育相談
 - ・生徒理解に関する情報収集
 - ・事例研究会や情報連絡会の開催
 - ・校内研修の計画と実施
 - ・市町村教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

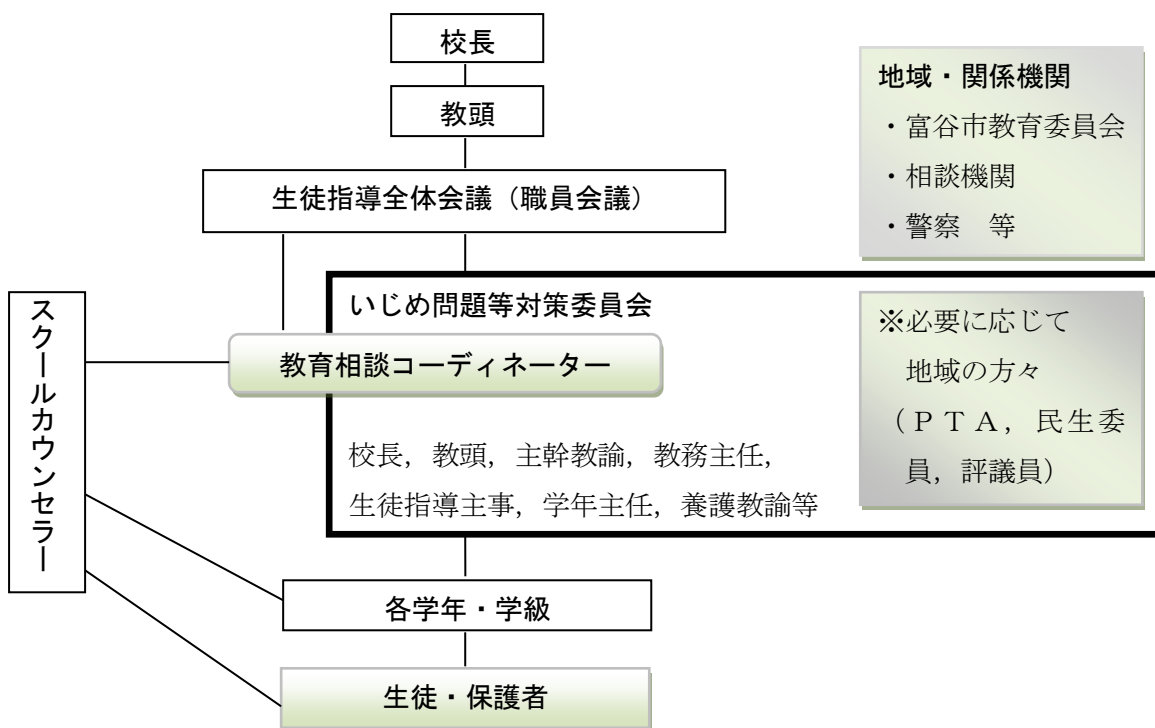
(3) スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会ですクールカウンセラーを積極的に活用することで、生徒及び保護者の理解を図り、適切な対応につなげられるよう努める。

- ・ 生徒の不安や悩みについて、専門的・多角的に理解する。
- ・ 生徒のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
- ・ 保護者との面談を通して、より一層の生徒理解を図る。
- ・ 関係機関との橋渡しをする。
- ・ 小中連携における情報共有の補助を行う。
- ・ 教員の研修やスキルアップを図る。
- ・ 生徒・保護者への心理教育をする。

- ① スクールカウンセラーとの連絡・調整に当たるコーディネーター役として、スクールカウンセラー担当教員を置く。
- ② 担当は、養護教諭とする。

(4) 教育相談に係る校内組織



2 各相談関係機関との連携

各相談関係機関との連携を図り、相談者（生徒，保護者等）の相談窓口を広く確保する。

【資料1】 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがる。		
	学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあつたりする。		
友人関係	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいねいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をするとう強く否定する。		
家庭の様子	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
なかなか寝付けない。			

【資料2】 富谷中教師用・学校用チェックシート

1 いじめ発見チェックシート（教師用）

	チェック項目	確認
朝の会	遅刻、欠席が増えたり、時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授業中	授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の生徒が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。 グループ活動で孤立しがちである。	
休み時間	教室や廊下で、一人でいることが多い。あるいは、自分の机から離れない。	
	休み時間は、トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る生徒が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが、表情がさえない。 グループから外れて一人ぼんとしており、沈みがちになっている。	
給食時間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の生徒が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
	特定の生徒だけが片付けをさせられている。	
清掃時間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の生徒の椅子や机だけが運ばれず、放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰りの会	特定の生徒の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。	
	他の生徒の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。	
部活動等	一人で準備や片付けをさせられる。または、休憩中一人でいる。	
	部活動に遅れてくるが多くなる。あるいは頭痛、腹痛、体調不良をよく訴える。	
	特定の生徒にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。	
	理由がはっきりしない、けがや汚れがある。	

2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の生徒に声をかけ、生徒のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の生徒に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	生徒同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	生徒の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、生徒の基本的な生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
生徒会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。		
生徒に幅広い生活体験を積み、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
早期発見・早期対応	生徒と触れ合いながら、生徒の変化をつかんでいる。	
	生徒たちを複数の目で見ると、教室以外での生徒の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	生徒と信頼関係ができており、生徒が悩みを相談している。	
	生徒が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	生徒や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。		
指導体制	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
学校外連携	P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

3 いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた生徒の安全確保がなされている。	
いじめを受けた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができている。	
富谷市教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた生徒からいじめを受けた生徒と同じ内容の話を聞くことができている。	
当該生徒の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
富谷市教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
富谷市教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた生徒がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた生徒の不安がなくなり、安心して学校生活を送れるようになっている。	

【資料3】 富谷中学校 いじめ対策年間計画

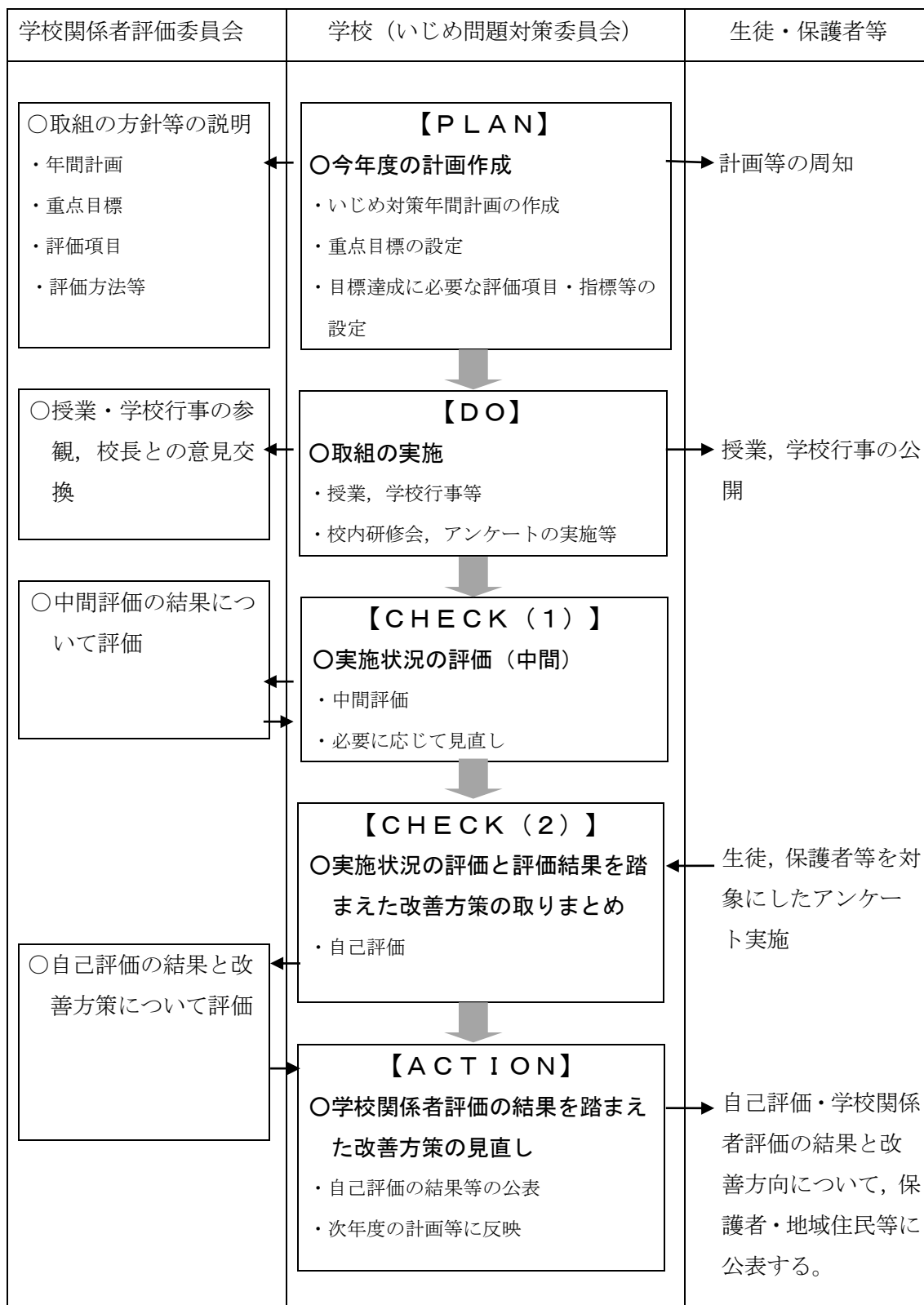
■：教職員間の活動 ○：生徒，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間，学年間の情報交換 指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○学校生活アンケート(教室・記名式) 	職員会議 等 始業式等 学級活動 PTA 総会， 学 PTA 等	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○体験活動・運動会を通じた人間関係づくり ■校内研修「いじめの未然防止」 ○学校生活アンケート(教室・無記名式) 	職員会議等	※令和3年度は修学旅行は9月に変更
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q・U」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○学校生活アンケート（教室・記名式） 	学級活動	・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問 or 教育相談の実施 ○学校評価の実施 ○学校生活アンケート（教室・無記名式） 		・いじめ対策を点検する。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 ■校内研修「Q・Uの分析と活用」 生活アンケート（休み明け） 		・相談技術を高めるために外部研修会を活用する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり 学校生活アンケート（持ち帰り・保護者アンケート） 		・必要に応じて教育相談を実施する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○発表会，合唱コンクールを通じた人間関係づくり ■SCによる教育相談に係る研修会の開催 ○学校生活アンケート(教室・記名式) 		・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q・U」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○教育相談の実施 	学級活動	・生徒の人間関係の変化に留意する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施（生徒・保護者アンケート） 	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬休み明けの生徒の変化の把握 ○生活アンケート（休み明け・記名式） 		・生徒の変化を確認する。

	○学校生活アンケート（教室・無記名）		
2月	○話し合い活動「学級の諸問題」 ○学校生活アンケート（教室・記名式）	学級活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	■記録の整理, 引継資料の作成 ■小中連絡会の開催		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

※月1回「いじめ発見のための学校生活アンケート」を実施し、学級経営等の参考にする。

【資料 4】 学校評価の進め方



【資料5】重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめを受けた生徒用】

令和 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで

記録者：

年 組 氏名 _____

<された場面>

日時 (いつ頃から)	場所	誰にどんなことをされたか・誰に どんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

<説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）>

<メモ>

「聞き取りシート」【いじめた生徒・傍観していた生徒用】

令和 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで
記録者：

年 組 氏名 _____

<いじめに至ったきっかけ>

<行った、または、見た場面>

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月 日 時			

<説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）>

<メモ>

【資料6】

学校生活アンケート 最近の学校生活について教えてください

学年		組		番号		氏名	
----	--	---	--	----	--	----	--

このアンケートは友達や先輩・後輩などいろいろな仲間と中学校生活を送るために行うものです。この1ヶ月を振り返って、みなさんの感じていることを正直に書いてください。

1 学校生活は充実していますか。楽しいですか。当てはまるところに○をつけてください。

- ① している ② ふつう ③ していない

2 誰かに相談したいことはありますか。

- ① ある ② ない

3 あると答えた人でその内容を書ける人は下に書いてください。

4 現在いじめを受けていますか。

- ① はい ② いいえ

5 「はい」と答えた人はその内容を下に書いてください。いじめている生徒の人数は何人ですか？

6 いじめている生徒の名前

7 現在、あなたのまわりで「いじめ」を見たり、聞いたりしていますか。

- ① はい ② いいえ

8 「はい」と答えた人でその内容を下に書いてください。

9 SNS（スマートフォン、パソコンなど）でトラブルにあたり、いやな思いをしたりしたことがありますか？またはそのような話を聞いたことはありますか？ある場合、その内容を書いてください。

10 部活動や進路のことで何か困っていることはありますか。ある場合はその内容を書いてください。

